

# 公共サービス改革の検討と 大学図書館業務との関係

# 官民競争入札等監理委員会

(設置根拠: 公共サービス改革法 第37条)

## 監理委員会の役割

- 公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 等

## 官民競争入札等監理委員会委員名簿

落合 誠一	中央大学法科大学院教授 (委員長)
本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社取締役相談役 (委員長代理)
逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
櫻谷 隆夫	公認会計士
片山 善博	慶応義塾大学大学院法学研究科教授
小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社代表取締役社長
前原 金一	昭和女子大学副理事長
森 貞述	愛知県高浜市長
吉野 源太郎	社団法人日本経済研究センター客員研究員
渡邊 恵理子	弁護士

※ 委員は50音順

### 【問い合わせ先】

内閣府 公共サービス改革推進室 官民競争入札等監理委員会事務局  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階  
電話 03-5501-1653、03-5501-1878

法律条文、公共サービス改革基本方針、監理委員会の開催状況等は下記の内閣府のホームページで公開。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

平成19年12月24日現在

# 公共サービス改革法

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律: 平成18年7月施行)

## <趣旨・目的>

- 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現 (他方で、不要な公共サービスは廃止する)

※「官民競争入札」とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

## <ポイント>

### 対象事業の選定

- 公共サービス改革基本方針の策定・改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定める

### 実施要項

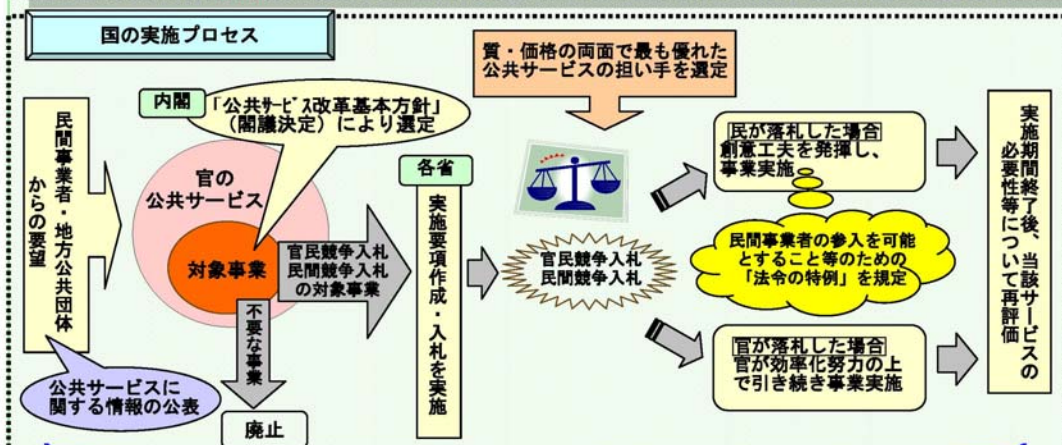
- 入札の実施について定める「実施要項」を、各省庁等が作成し、監理委員会の議を経る
- 実施要項には、確保すべきサービスの質、入札参加資格、落札者の決定に係る評価の基準、従来の実施状況の情報開示等を定める。

### 法令の特例

- 法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても、官民競争入札等の実施が可能に

### 民間事業者の適切かつ確実な実施の確保

- 守秘義務やみなし公務員規定を適用
- 民間事業者の監督のための規定 (報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等) を整備



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保  
～「公共サービス改革基本方針」、「官民競争入札等実施要項」等の審議等



# 公共サービス改革基本方針

## 基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び②廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの  
最初の基本方針を平成18年9月5日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年12月22日、平成19年10月26日、同年12月24日に閣議決定

## 共通の指針

- 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
- 公共サービスの適正かつ確実な実施の確保
- 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
- 入札対象の公共サービスにつき、実施期間後の実施のあり方に関する評価
- 官民競争入札等監視委員会（公正中立な立場で能動的積極的な審議を実施）
- 公務員の処遇

## 地方公共団体の官民競争入札等

- 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断
- 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化など、環境整備を図る。

## 主な官民競争入札等の対象事業（国・独法）

### 1. 統計調査関連業務

- 科学技術研究調査（指定統計）
- 経済産業省企業活動基本調査（指定統計）

### 2. 登記関連業務

- 登記事項証明書の交付等（全国550箇所のうち、22箇所）

### 3. 社会保険庁関連業務

- 国民年金保険料収納事業（全国312箇所のうち、19年度から95箇所、20年度から90箇所）

### 4. ハローワーク関連業務

- ハローワークの職業紹介事業（都内2箇所のハローワークにおいて民間委託部門を併設）

### 5. 公物管理関連業務

- 国立公園関係施設の維持管理

### 6. 施設管理・運営業務等

- 内閣府の庁舎の管理・運営
- 各省の研修教育施設の管理・運営（19箇所）

### 7. 独立行政法人の業務

- （独）国民生活センター  
・企業・消費者向けの教育・研修等

- 美術館・博物館・競技場等の管理・運営
  - 国際協力・国際交流関係事業
  - （独）雇用・能力開発機構  
・職業訓練事業、私のしごと館運営等
  - （独）高齢・障害者雇用支援機構  
・高齢期雇用就業支援コーナー事業
  - 国立病院・労災病院等の医業未収金徴収
  - （独）日本貿易振興機構  
・ビジネスライブラリーの運営  
・アジア経済研究所図書館の運営
  - （独）中小企業基盤整備機構  
・中小企業大学校の研修・施設運営
  - （独）国際観光振興機構  
・海外観光宣伝事務所の旅行博等出展  
・通訳案内士試験実施業務
  - （独）都市再生機構  
・賃貸住宅入居者募集
  - （独）環境再生保全機構  
・公害健康被害補償の徴収
- 他、合わせて計71事業

## 入札済事業の概要（国・独法）

### <9事業合計>

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約1,510人 (約460人)	約82億円	約38億円

### <うち主な事業>

・95箇所の社会保険事務所の国民年金保険料収納

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約1,270人 (約330人)	約58億円	約21億円

・22箇所の登記所の登記事項証明書の交付等

従来の実施に要した人員	従来の実施に要した経費	民間事業者の落札価格
約160人 (約120人)	約18億円	約13億円

( )内は常勤職員数

## 1. 窓口関連業務

- 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の申請の受付、文書の引渡しについて、公共サービス改革法に「法律の特例」を措置。
- 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する業務を民間委託できることを明確化。
- 登録・届出・証明書の交付等24事項について、市町村の適正な管理の下において、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳の記載、証明書の作成等に関する業務を民間委託できることを明確化。

## 2. 徴収関連業務

- 次の公金の徴収関連業務について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施  
① 地方税、② 国民健康保険料等、③ 公営住宅の滞納家賃、④ 公立病院の医業未収金

## 3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施  
① 水道施設、② 工業用水道施設、③ 下水道関連施設

## 4. 統計調査関連業務

- 次の統計調査関連業務について、民間開放を推進  
① 総務省所管の指定統計調査  
② 文部科学省所管の指定統計調査

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法律の特例」を追加

## 公共サービス改革基本方針 <平成21年7月> (抄)

### 第1 意義及び目標

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「簡素で効率的な政府」を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。今後「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものにするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、公共サービスの受益者である国民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な政府」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すこととする。

### 第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(略)

### 第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

(別表)

## 10. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(35) (独) 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際機関及び200か国・地域を超える世界の経済・貿易等資料の選定・収集と整理、同じく世界全域をカバーする数十の商用データベースの契約と提供、さらにこれらを対象としたビジネス展開に直結するレファレンスサービス、及び「ビジネスライブラリー」における利用者サービスと閲覧室管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「ビジネスライブラリー」(東京都)、「ビジネスライブラリー」(大阪府)の2か所</p>	経済産業省
(36) (独) 日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 開発途上国・地域の経済・政治・社会などに関する学術研究書、新聞、雑誌、地図等の収集・整理・閲覧、開発途上国・地域の目録作成、資料・情報に関する各種レファレンス対応業務、機関リポジトリ、各種データベース及びウェブサイト構築・管理等アジア経済研究所図書館の運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「アジア経済研究所図書館」(千葉県)</p>	経済産業省

## 12. 国立大学法人関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<p>○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされ、質の維持向上及び経費の削減が期待される施設の管理・運営業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等を含む民間活用の一層の推進を検討する。</p>	文部科学省及び国立大学法人



## 公共サービスの見直しの進め方

平成23年度以降の事業について、質の向上とコスト低減の2つの観点から、公共サービスの見直しを本格的に進める。

このため、来年6月までに対象事業の選定を行い、公共サービス改革基本方針を取りまとめる。主な対象分野は、以下のとおり。

(市場化テストの導入により効果が見込まれる分野)

1. 施設管理

霞ヶ関所在8庁舎、防衛省本庁舎等(※)一般庁舎の管理運営  
自衛隊施設、国立大学法人施設の管理運営

2. 統計調査

郵送調査で事業者が対象の統計調査

(民間活用手法に改善が必要な分野)

3. 公物管理

道路、河川・ダム、空港施設等の維持管理  
国有林の間伐

国営公園、国民公園、国立公園の維持管理

4. 財務局の普通財産の管理処分等業務

5. 米の売買管理

6. 防衛装備品の補給・維持

(官と民の仕分けが十分できていない分野)

7. 物品調達・管理業務、旅費業務

8. 警察通信関係業務

9. 供託

10. 国立大学法人の事務

(地方公共団体の市場化テスト)

11. 導入を促進するための積極的取組

※他に、総務省第2庁舎、財務局管理庁舎、税関管理庁舎、国税局管理庁舎を対象。

官民競争入札等監理委員会 組織図（平成21年12月24日現在）

官民競争入札等監理委員会

公共サービス改革小委員会

主査：落合委員長

施設・研修等分科会

主査：小幡委員  
副主査：渡邊委員

統計調査分科会

主査：前原委員  
副主査：野原委員

公物管理分科会

主査：片山委員  
副主査：逢見委員

国立大学法人分科会

主査：本田委員長代理  
副主査：前原委員

入札監理小委員会

主査：樫谷委員

副主査：逢見委員

副主査：小林委員

副主査：渡邊委員

地方公共サービス小委員会

主査：本田委員長代理

副主査：片山委員

副主査：近藤委員

副主査：吉野委員

【公共サービス改革小委員会 国立大学法人分科会】

	氏名	現職
主査	本田 勝彦	日本たばこ産業株式会社相談役
副主査	前原 金一	昭和女子大学副理事長
専門委員	石堂 正信	株式会社JR東日本リテールネット 常務取締役財務部長
専門委員	原 正紀	ジョブカフェ・サポートセンター代表

## 内閣府による公共サービスの見直しに関する当面の進め方

### ○図書館業務の委託状況に関するアンケート調査（調査票はP9-17）

平成 22 年 1 月 19 日 内閣府公共サービス改革推進室が全国国立大学宛に、  
アンケート調査実施依頼  
平成 22 年 2 月 19 日 回答期限

### ○国立大学法人分科会によるヒアリング

平成 22 年 2 月 2 日 14:00～15:00 東京学芸大学  
15:00～16:00 一橋大学  
平成 22 年 2 月 10 日 14:30～15:30 お茶の水女子大学  
15:30～16:30 東京医科歯科大学  
平成 22 年 2 月 15 日 15:00～16:00 東京大学  
16:00～17:00 東京工業大学  
平成 22 年 2 月 24 日 14:30～15:30 政策研究大学院大学

※ ヒアリング対象大学と経営改善の取り組み状況に関する議論を行い、  
毎回、分科会のコメントを取りまとめ、公表

### ○今後の予定

- ・ アンケート調査の結果をもとに、民間委託に関する国立大学法人分科会の評価結果を監理委員会ホームページで公表(3月まで)
- ・ 上記を踏まえ、公共サービス改革基本方針を閣議決定(6月)



# アンケート調査票 I

- 1 施設管理運営業務の委託状況
- 2 図書館業務の委託状況

※ 回答については、別紙回答票 I に記載ください。

## 1 施設管理運營業務の委託状況

### (1) キャンパス（団地）別の敷地面積および建物延面積

大学のキャンパス（団地）毎の所在部局等、敷地面積、建物の延面積についてお答えください。（教職員の研修、学生の教育に日常的に利用している団地を記載することとし、回答票の回答欄が不足する場合は適宜欄を追加してください。）

### (2) 施設管理運營業務に関する外部委託の状況

上記（1）のキャンパス（団地）毎の外部委託の内容に関し、回答票の欄の冒頭にキャンパス（団地）毎の通番号を付して、一つの契約毎に以下についてお答えください。

#### ① 契約の具体的内容

##### ア 契約の業務内容

含まれる業務内容を以下の a～f の業務分類から選んで、回答票の欄の該当するものに○を付してください。

- a. 点検等及び保守
- b. 清掃
- c. 執務環境測定
- d. 施設警備
- e. 植栽
- f. 上記業務の全般の管理

##### イ-1 対象部局等

契約の対象がキャンパス（団地）一括契約の場合は「一括契約」と、一括契約となっていない場合には対象部局等を記載ください。

##### イ-2 対象外部局等

契約の対象となっていない部局等について記載ください。

##### ウ 契約期間

単年契約の場合は「単年」、複数年契約の場合は「○年○ヶ月」と記載ください。

##### エ 入札等の方法

以下の a～d から選んで、回答票の欄の該当するものに○を付してください。

- a. 一般競争入札（総合評価方式によるもの）
- b. 一般競争入札（総合評価方式によらないもの）
- c. その他競争入札（指名競争入札等）
- d. 随意契約

##### オ 契約金額

契約金額について記載ください。

② 契約の対象外の部局等の考え方や包括化等に関する考え方

ア 契約の対象外の部局等がある場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

イ 契約に際し、①アの a～f に掲げた業務を包括化した契約としていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

ウ 契約期間を複数年としていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

エ 随意契約としている場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

(3) 施設管理運営業務に関し外部委託していない業務について

上記(2)①アの a～f に掲げた業務について外部委託をしていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があれば、業務毎に a～f の番号を付してその理由を明記してください。



## 2 図書館業務の委託状況

(1) 本館、分館等の名称、所在キャンパス(1(1)で付した通番号を記載)、蔵書数、年間利用者数、業務従事者数についてお答えください。(回答票の回答欄が不足する場合は適宜欄を追加してください。)

(2) 図書館運営業務に関する外部委託の状況

外部委託の状況に関し、一つの契約毎に以下についてお答えください。

### ① 契約の具体的内容

#### ア 契約の業務内容

含まれる業務内容を以下の a~n の業務分類から選んでお答えください。

- a. 選書/発注業務
- b. 受入業務
- c. 目録作成業務
- d. 装備業務
- e. 索引作成業務
- f. 利用者対応業務
- g. 配架業務
- h. 閲覧環境整備業務
- i. 貸出業務
- j. 複写サービス業務
- k. 蔵書点検
- l. 製本業務
- m. 資料補修・劣化資料対策業務
- n. 図書館運営に関する統計資料作成業務

#### イ-1 対象となる館

契約の対象が全館一括の場合は「一括契約」と、一括契約となっていない場合には対象館を記載ください。

#### イ-2 対象外の館

契約の対象となっていない館を記載ください。

#### ウ 契約期間

単年契約の場合は「単年」、複数年契約の場合は「〇年〇ヶ月」と記載ください。

#### エ 入札等の方法

以下の a~d から選んで、回答票の欄の該当するものに○を付してください。

- a. 一般競争入札(総合評価方式によるもの)
- b. 一般競争入札(総合評価方式によらないもの)
- c. その他競争入札(指名競争入札等)

d. 随意契約

オ 契約金額

契約金額について記載ください。

② 契約の対象外の館の考え方や包括化等に関する考え方

ア 契約の対象外の館がある場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

イ 契約に際し、①アの a～n に掲げた業務を包括化した契約としていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

ウ 契約期間を複数年としていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

エ 随意契約としている場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があればそれを明記してください。

(3) 図書館運営業務に関し外部委託していない業務について

上記(2)①アの a～n に掲げた業務について外部委託をしていない場合、対外的に合理的な説明が可能な理由があれば、業務毎に a～n の番号を付してその理由を明記してください。

1 施設管理運營業務の委託状況

(1) キャンパス（団地）別の所在部局等、敷地面積、建物延面積

通番号	団地名	所在部局等	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)
1				
2				
3				
4				
5				
6				

(2) 施設管理運營業務に関する外部委託の状況

① 契約の具体的内容

団地 通番号	ア 契約の業務内容	イ-1対象部局等 イ-2対象外部局等		ウ 契約期間	エ 入札等の 方法	オ 契約金額 (単位：円)
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				
	a. b. c. d. e. f.	イ-1			a. b. c. d.	
		イ-2				



② 契約の対象外の部局等の考え方や包括化等に関する考え方

ア 契約の対象外の部局等がある場合の理由

--

イ 契約に際し業務を包括化した契約としていない場合の理由

--

ウ 契約期間を複数年としていない場合の理由

--

エ 随意契約としている場合の理由

--

(3) 施設管理運営業務に関し外部委託していない業務について

業務 番号	委託していない理由

2 図書館業務の委託状況

(1) 本館、分館等の名称等

本館、分館等の 名 称	所在キャンパス	蔵書数	年間利用者数	業 務 従事者数

(2) 図書館運営業務に関する外部委託の状況

① 契約の具体的内容

ア 契約の業務内容	イ-1対象となる館 イ-2対象外の館	ウ 契約期間	エ 入札等の 方法	オ 契約金額 (単位：円)
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			
a. b. c. d. e. f. g. h. i. j. k. l. m. n.	イ-1		a. b. c. d.	
	イ-2			

② 契約の対象外の館の考え方や包括化等に関する考え方

ア 契約の対象外の館がある場合の理由

--

イ 契約に際し業務を包括化した契約としていない場合の理由

--

ウ 契約期間を複数年としていない場合の理由

--

エ 随意契約としている場合の理由

--

(3) 図書館運営業務に関し外部委託していない業務について

業務 番号	委託していない理由